



多重債務問題の背景にあるギャンブル依存

2017年10月12日

依存症問題対策全国会議事務局長

弁護士 吉田 哲也

1 多重債務解消とギャンブル依存

弁護士として多重債務事件の解決とは何かを考えると、①目の前の多重債務状態を解消することと同時に、②多重債務状態に陥った原因を除去することの両方であるといわなければならない。そして、後者を疎かにして債務整理をした場合には、依頼者が再び多重債務者となって、目の前に現れることになる。

多重債務状態に陥る原因といってもさまざまであるが、その解消が最も困難なもののひとつがギャンブル依存である。なかでも、パチンコ依存は我が国特有の環境のなかで生み出されたものであり、パチンコ依存に対する正しい認識の有無は、多重債務者支援の基本的な方針を左右するといつてよい。

ギャンブル依存のなかでも、パチンコ依存が我が国特有の問題であるというのは、パチンコという賭博場が日本にしか存在せず、また、世界に例を見ない身近なギャンブルであることに由来する。我が国が「ギャンブル大国」と呼ばれる由縁であるが、我が国には、パチンコ店1万0986店舗（2016年12月、警察庁発表）、パチンコ機械457万5545台（2016年、「The World Count of Gaming Machines 2016」、世界のギャンブル機787万0643台中、実に約58%が日本国内に存在する。）が存在し、パチンコ店の売上げ（貸玉料）は21兆6260億円（平成28年、「レジャー白書2017」）、パチンコ参加人口は940万人（平成28年、「レジャー白書2017」）にのぼる。そして、朝から晩まで、入場に際してのチェックは行われず、誰でもが入ることができ、マスメディアには大量のパチンコ広告が氾濫し、パチンコ機械には私たちが慣れ親しんできたヒーローやアイドルが登場して、射幸心を煽っている。世界的には、その存在が必然的に依存症などの問題を引き起こすとの理解から、ギャンブルが野放しになっていることはありえず、入場規制、広告規制など種々の対策を講じているところであるが、日本ではそうした対策は全く講じられておらず、パチンコ客はそうした危険に日々直接さらされているのであり、そうした危険にさらされた結果がギャンブル依存状態であると理解しなければならない。

2 ギャンブル依存の発見

ギャンブル依存状態に陥ったとき、ギャンブルを止めたくても止められなくなっ



なっている。パチンコの例に見るように、我が国の賭博は、ギャンブラーにとって極めて危険なサービスとなっている。

この点、ギャンブラーは消費者であり、それに対して、事業者たる賭博産業は、顧客の一割を超える消費者を病気にするほどの危険な商品売りつけていると評価しなければならない。このように考えるとき、ギャンブラーにとって生じている問題は、自己責任ではなく、事業者、そして、そうした業態を容認している社会が責任を負うべきものであることが明らかになる。

私たちは、消費者たるギャンブラーからの略奪を許容する業態を許してはならない。賭博産業の存立の可否についてはさまざまな意見があろうが、少なくとも、ギャンブラーを病気にしてしまうような業態は、法律をもって厳しく規制されなければならない。

以上